

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	1 国民健康保険の資格管理に関する事務 2 国民健康保険の保険給付に関する事務 3 国民健康保険税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石巻市は、評価対象の事務において特定個人情報保護ファイルを取扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうる特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを認識し、このような危険性を低減させるために適切な措置を講じ、これをもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

石巻市長

## 公表日

令和3年12月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	1 国民健康保険の資格管理に関する事務 2 国民健康保険の保険給付に関する事務 3 国民健康保険税の賦課に関する事務
②事務の概要	1 国民健康保険の資格管理に関する事務 国民健康保険法等の規定に基づき、資格の管理、被保険者証、高齢受給者証の発行及び統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理、負担割合等に係る所得区分の判定の確認 ③被保険者の資格情報を国保連合会へ送信する。また、都道府県単位の被保険者の資格情報を国保連合会から受信し、システムに登録する。 ④オンライン資格確認の準備業務
③システムの名称	①国民健康保険システム ②国保総合システム及び国保情報集約システム ③共通基盤システム(庁内連携システム) ④中間サーバ ⑤医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
①国保資格ファイル ②国保給付ファイル ③宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 国民健康保険の資格管理に関する事務 ・番号法第9条第1項、別表第1の第16,30項 ・内閣府・総務省令第5号 第16条、第24条 ・国民健康保険法第113条の3  2 国民健康保険の保険給付に関する事務 ・番号法第9条第1項、別表第1 第30項 ・内閣府・総務省令第5号 第24条  3 国民健康保険税の賦課に関する事務 ・番号法第9条第1項、別表第1の第16,30項 ・内閣府・総務省令第5号 第16条、第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right; text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>

②法令上の根拠	<p>1 国民健康保険の資格管理に関する事務 【別表第2における情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項 ・内閣府・総務省令第7号第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、53条 【別表第2における情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の第42、43、44、45の項 ・内閣府・総務省令第7号第25、26条 &lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3</p> <p>2 国民健康保険の保険給付に関する事務 【別表第2における情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項 ・内閣府・総務省令第7号第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、53条 【別表第2における情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の第42、43の項 ・内閣府・総務省令第7号第25条</p> <p>3 国民健康保険税の賦課に関する事務 【別表第2における情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の第1、46の項 ・内閣府・総務省令第7号第1条 【別表第2における情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の第27、42、44、45の項 ・内閣府・総務省令第7号第20、25、26条</p>
---------	--

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康部保険年金課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>1 国民健康保険の資格管理に関する事務 国民健康保険法等の規定に基づき、資格の管理、被保険者証、高齢受給者証の発行及び統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理、負担割合等に係る所得区分の判定の確認</p> <p>2 国民健康保険の保険給付に関する事務 国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に基づき、レセプトの管理、高額療養費や療養費等の各種申請書の受理及び給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①高額療養費及び高額介護合算療養費の申請書受理及び給付における確認 ②療養費、特別療養費及び移送費等の申請書受理及び給付における確認 ③出産育児一時金及び葬祭費の申請書受理及び給付における確認 ④その他保険給付事務に関する確認、統計等</p> <p>3 国民健康保険税の賦課に関する事務 地方税法等の規定又は国民健康保険法等の規定に基づき、国民健康保険税の賦課決定及び軽減申請書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得・資産の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認</p>	<p>1 国民健康保険の資格管理に関する事務 国民健康保険法等の規定に基づき、資格の管理、被保険者証、高齢受給者証の発行及び統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理、負担割合等に係る所得区分の判定の確認 ③被保険者の資格情報を国保連合会へ送信する。また、都道府県単位の被保険者の資格情報を国保連合会から受信し、システムに登録する。</p> <p>2 国民健康保険の保険給付に関する事務 国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に基づき、レセプトの管理、高額療養費や療養費等の各種申請書の受理及び給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①高額療養費及び高額介護合算療養費の申請書受理及び給付における確認 ②療養費、特別療養費及び移送費等の申請書受理及び給付における確認 ③出産育児一時金及び葬祭費の申請書受理及び給付における確認 ④その他保険給付事務に関する確認、統計等</p> <p>3 国民健康保険税の賦課に関する事務 地方税法等の規定又は国民健康保険法等の規定に基づき、国民健康保険税の賦課決定及び軽減申請書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得・資産の申告書に関する確認</p>	事後	
平成29年7月27日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	①国民健康保険ユニット	<p>①国民健康保険ユニット ②国保情報集約システム</p>	事後	
平成29年7月27日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保険年金課長 鈴木 のり子	保険年金課長 西城 芳光	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	保険年金課長 西城 芳光	課長	事後	
平成31年2月1日	IV リスク対策		追加	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>1 国民健康保険の資格管理に関する事務 国民健康保険法等の規定に基づき、資格の管理、被保険者証、高齢受給者証の発行及び統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理、負担割合等に係る所得区分の判定の確認 ③被保険者の資格情報を国保連合会へ送信する。また、都道府県単位の被保険者の資格情報を国保連合会から受信し、システムに登録する。</p> <p>2 国民健康保険の保険給付に関する事務 国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に基づき、レセプトの管理、高額療養費や療養費等の各種申請書の受理及び給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①高額療養費及び高額介護合算療養費の申請書受理及び給付における確認 ②療養費、特別療養費及び移送費等の申請書受理及び給付における確認 ③出産育児一時金及び葬祭費の申請書受理及び給付における確認 ④その他保険給付事務に関する確認、統計等</p> <p>3 国民健康保険税の賦課に関する事務 地方税法等の規定又は国民健康保険法等の規定に基づき、国民健康保険税の賦課決定及び軽減申請書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得・資産の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認</p>	<p>1 国民健康保険の資格管理に関する事務 国民健康保険法等の規定に基づき、資格の管理、被保険者証、高齢受給者証の発行及び統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理、負担割合等に係る所得区分の判定の確認 ③被保険者の資格情報を国保連合会へ送信する。また、都道府県単位の被保険者の資格情報を国保連合会から受信し、システムに登録する。 ④オンライン資格確認の準備業務</p> <p>2 国民健康保険の保険給付に関する事務 国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に基づき、レセプトの管理、高額療養費や療養費等の各種申請書の受理及び給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①高額療養費及び高額介護合算療養費の申請書受理及び給付における確認 ②療養費、特別療養費及び移送費等の申請書受理及び給付における確認 ③出産育児一時金及び葬祭費の申請書受理及び給付における確認 ④その他保険給付事務に関する確認、統計等</p> <p>3 国民健康保険税の賦課に関する事務 地方税法等の規定又は国民健康保険法等の規定に基づき、国民健康保険税の賦課決定及び軽減申請書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①所得の申告書に関する確認 ②国民健康保険税軽減申請における雇用保険受給資格の確認</p>	事後	オンライン資格確認等に係る資格履歴管理に関する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	①国民健康保険ユニット ②国保情報集約システム	①国民健康保険システム ②国保総合システム及び国保情報集約システム ③共通基盤システム(庁内連携システム) ④中間サーバ ⑤医療保険者等向け中間サーバ等	事後	オンライン資格確認等に係る資格履歴管理等に関する変更・年1回の見直しによる
令和2年4月1日	I 関連情報2. 特定個人情報ファイル名	①国保資格ファイル ②国保給付ファイル ③宛名情報ファイル ④所得・資産情報ファイル ⑤減免・軽減申請情報ファイル ⑥国保特別徴収対象者情報ファイル	①国保資格ファイル ②国保給付ファイル ③宛名情報ファイル	事後	年1回の見直しによる
令和2年4月1日	I 関連情報3. 個人番号の利用法令上の根拠	1 国民健康保険の資格管理に関する事務 番号法第9条第1項、別表第1の第16.30項 及び 内閣府・総務省令第5号第16、24条 2 国民健康保険の保険給付に関する事務 番号法第9条第1項、別表第1 第30項 及び 内閣府・総務省令第5号第24条 3 国民健康保険税の賦課に関する事務 番号法第9条第1項、別表第1の第16.30項 及び 内閣府・総務省令第5号第16、24条	1 国民健康保険の資格管理に関する事務 ・番号法第9条第1項、別表第1の第16.30項 ・内閣府・総務省令第5号 第16条、第24条 ・国民健康保険法第113条の3 2 国民健康保険の保険給付に関する事務 ・番号法第9条第1項、別表第1 第30項 ・内閣府・総務省令第5号 第24条 3 国民健康保険税の賦課に関する事務 ・番号法第9条第1項、別表第1の第16.30項 ・内閣府・総務省令第5号 第16条、第24条	事後	オンライン資格確認等に係る資格履歴管理等に関する変更



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1 国民健康保険の資格管理に関する事務 【別表第2における情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項 ・内閣府・総務省令第7号第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、53条 【別表第2における情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第42、43、44、45の項 ・内閣府・総務省令第7号第25、26条</p> <p>2 国民健康保険の保険給付に関する事務 【別表第2における情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106項 ・内閣府・総務省令第7号第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、53条 【別表第2における情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第42、43項 ・内閣府・総務省令第7号第25条</p> <p>3 国民健康保険税の賦課に関する事務 【別表第2における情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第1、46項 ・内閣府・総務省令第7号第1条 【別表第2における情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第27、42、44、45項 ・内閣府・総務省令第7号第20、25、26条</p>	<p>1 国民健康保険の資格管理に関する事務 【別表第2における情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項 ・内閣府・総務省令第7号第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、53条 【別表第2における情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第42、43、44、45の項 ・内閣府・総務省令第7号第25、26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3</p> <p>2 国民健康保険の保険給付に関する事務 【別表第2における情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106項 ・内閣府・総務省令第7号第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、53条 【別表第2における情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第42、43項 ・内閣府・総務省令第7号第25条</p> <p>3 国民健康保険税の賦課に関する事務 【別表第2における情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第1、46項 ・内閣府・総務省令第7号第1条 【別表第2における情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第27、42、44、45項 ・内閣府・総務省令第7号第20、25、26条</p>	事後	オンライン資格確認等に係る資格履歴管理等に関する変更



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1 国民健康保険の資格管理に関する事務 【別表第2における情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項 ・内閣府・総務省令第7号第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、53条 【別表第2における情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第42、43、44、45の項 ・内閣府・総務省令第7号第25、26条 &lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3</p> <p>2 国民健康保険の保険給付に関する事務 【別表第2における情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項 ・内閣府・総務省令第7号第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、53条 【別表第2における情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第42、43の項 ・内閣府・総務省令第7号第25条</p> <p>3 国民健康保険税の賦課に関する事務 【別表第2における情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第1、46項 ・内閣府・総務省令第7号第1条 【別表第2における情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第27、42、44、45項 ・内閣府・総務省令第7号第20、25、26条</p>	<p>1 国民健康保険の資格管理に関する事務 【別表第2における情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項 ・内閣府・総務省令第7号第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、53条 【別表第2における情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の第42、43、44、45の項 ・内閣府・総務省令第7号第25、26条 &lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3</p> <p>2 国民健康保険の保険給付に関する事務 【別表第2における情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項 ・内閣府・総務省令第7号第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、53条 【別表第2における情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の第42、43の項 ・内閣府・総務省令第7号第25条</p> <p>3 国民健康保険税の賦課に関する事務 【別表第2における情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の第1、46項 ・内閣府・総務省令第7号第1条 【別表第2における情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の第27、42、44、45項 ・内閣府・総務省令第7号第20、25、26条</p>	事後	